

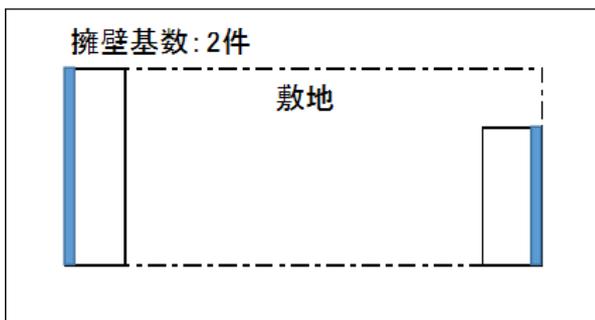
## 工作物の確認申請手数料について

所沢市建築・開発関係手数料条例における「一の工作物」については、建築基準法施行令第138条各項の規定による工作物とし、構造上独立する各々をもってそれぞれ1件とする。

また、擁壁については、別体の擁壁が複数ある場合、一連の擁壁で構造や高さが異なる場合、複数の断面検討や構造計算が異なる場合はそれぞれを「一の工作物」として算定する。

例：擁壁の場合の基数の数え方

・位置が離れているもの



・材種が異なるもの



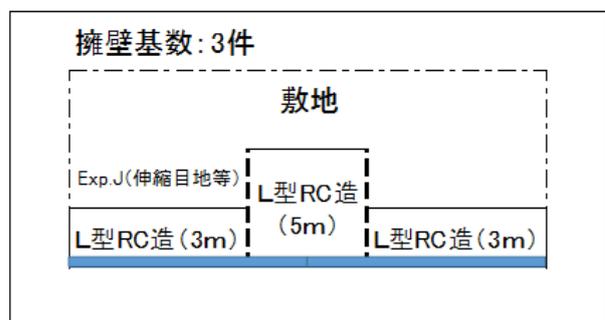
・構造型式が異なるもの



・高さが異なるもの



・連続して設置されているもの



<凡例>  : 擁壁の立上がり  : 擁壁の底盤  : Exp.J(伸縮目地等)

※擁壁の申請に係る高さは、地盤面の低い方から高い方までの高低差とします。

※構造計算を要しない間知石擁壁等で、別体や高さの判断が困難な場合は相談いただくようお願い致します。